

[itmedia.co.jp](https://www.itmedia.co.jp)

## 「名門銀行子孫」のあっけない幕切れ 新生銀行・SBI・金融庁、TOB騒動の背景に三者三様の失策

[大関暁夫, ITmedia]

インターネット証券大手のSBIホールディングス(以下、SBI)から敵対的TOBを仕掛けられた新生銀行。同行は臨時株主総会で防衛策の是非を問う予定でいたところ、総会の開催前日に防衛策の取り下げを発表し、総会も中止して、SBIの買収提案を受け入れることを決めました。本記事では、約3カ月超にわたる新生銀行を巡るTOB騒動を、当事者である新生銀行、SBIとキャスティングボードを握った「政府＝金融庁」それぞれの立場から検証し、総括してみます。

新生銀行が最終的に防衛策の株主総会決議を諦めた理由は、約2割の議決権を持つ政府が新生銀行の防衛策に賛成しない方針を明らかにし、総会で否決される可能性が高まったからに他なりません。SBIに仕掛けられた敵対的TOBによる買収圧力へ必死に抗った新生銀行でしたが、主要株主である政府の判断によって引導を渡されたという構図です。わが国の高度成長を支えてきた名門・日本長期信用銀行(長銀)の流れをくむ新生銀行は、金融界の新興勢力であるSBIの傘下に入ることが決定的となりました。

2021年12月13日

各位

会社名 株式会社 新生銀行  
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之  
(コード：8303 東証第一部)

**SBI 地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の廃止に関するお知らせ**

当行は、2021年9月17日付「SBI 地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けの開始を受けた、株主意思確認を必須前提とする買収防衛策の導入に関するお知らせ」において公表したとおり、SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を受けて、同日付の当行取締役会決議に基づき、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号）を決定し、さらに、同基本方針に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として買収防衛策を導入しておりましたが、本日付で、上記基本方針及び買収防衛策を廃止することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、これに伴い、2021年9月22日付で行いました新株予約権無償割当てに係る発行登録を本日付で取下げるものとします。

当行は、2021年11月24日付「(開示事項の変更) 当行株式に対する公開買付けに関する意見表明の変更(中立) および臨時株主総会開催中止に関するお知らせ」(「臨時株主総会開催中止プレスリリース」)において公表したとおり、同日付で本公開買付けに関する意見を反対意見から中立意見へ変更するとともに、買収防衛策に基づく対抗措置の発動の必要がなくなったことから2021年11月25日に予定されていた当行臨時株主総会(株主意思確認総会)の開催を中止することを決議しておりました。詳細については、臨時株主総会開催中止プレスリリースをご参照ください。

以上

「買収防衛」を断念した新生銀行(出所:同行リリース)

新生銀行がなぜ敵対的TOBを仕掛けられることになったのか、まずこの点から考えます。

SBIは以前から新生株を買い集めつつ、連結子会社化をにらんだ経営統合を持ち掛けていました。しかし新生銀行はこれに応じず、それどころかその後SBIの同業ライバルであるマネックス証券と金融仲介業務で包括提携を結んだことでSBIが激怒。これが引き金となって新生銀行サイドの了解を得ぬまま「敵対的TOBを辞さず」という強硬手段に出た、というわけです。

これまでの常識では、わが国の大手銀行に対する敵対的TOBなど、超えるべきハードルが高すぎて成立するはずがないと思えたのですが、今回それが比較的スムーズに成立に向かってしまったのには、新生銀行が背負ってきた重たいツケが背景にあるとみます。

Copyright © ITmedia, Inc. All Rights Reserved.